

資料編

1	藤沢市環境基本条例	84
2	計画改定の体制及び経過	90
3	アンケート調査結果	93
4	関連する計画	105
5	計画とSDGsの目標との関係	106
6	用語集	107

1 藤沢市環境基本条例

制定 1996 年（平成 8 年）9 月 20 日

藤沢市条例第 16 号

改正 2000 年（平成 12 年）3 月 30 日

藤沢市条例第 44 号

私たちのまち藤沢は、豊かな緑、美しい湘南の海などの素晴らしい自然環境と温暖な気候に恵まれ、歴史と地域の特性を生かしながら、ここに生活する人人の参加と努力により今日まで商工業、農業、観光、文教、住宅など多様な性格を持つ調和のとれた都市として目覚ましい発展を続けてきた。

しかしながら、これまでの都市の発展の中で、人口の増加、産業の拡大、生活における便利さと豊かさの追求などによる資源及びエネルギーの大量消費や緑と自然の減少をもたらし、また、廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面している。

さらに、今日の環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球的規模の環境までに及び、私たちの生活の基盤である地球自体の環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、私たちの誰もが、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を見直すとともに、市、事業者、市民などすべての主体が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちすべての共有財産である藤沢の環境の保全及び創造並びに人と自然との共生を図り、持続的な発展が可能な社会の構築と地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を市民参加の下に総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の環境の保全等に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際して、環境の保全等に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる自主的な環境管理を行うように努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他のこの市に滞在する者は、基本理念にのっとり、その滞在中に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策

(市の基本施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 公害の防止策を進め、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系の確保を図るとともに、森林、農地、谷戸等の適正な保全及び地域に応じた自然植生による緑化の推進を図り、人と自然との豊かな触れ合いの場を確保すること。
- (3) 海岸、河川等の水辺地の環境の適正な保全及び整備を図るとともに、水と緑を生かした都市基盤の整備を推進すること。
- (4) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的遺産又は文化的遺産の保存等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の実現を図ること。
- (5) 地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発行為が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市の形成を推進すること。
- (6) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用等を推進するとともに、環境の美化を推進すること。
- (7) 廃棄物処理施設、公共下水道その他の環境の保全等に資する公共施設の整備を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるために必要な措置を講ずること。
- (8) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他関係行政機関と連携し、地球環境の保全に関する国際交流を推進し、及び地球環境の保全を図ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等のために必要であると市長が認める施策

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向及び配慮の方針その他良好な環境の保全等のために必要な事項について定めるものとする。

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第21条に規定する藤沢市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(年次報告)

- 第11条 市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(規制の措置)

- 第12条 市は、環境の保全等に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

(経済的措置)

- 第13条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全等に関する活動を行うこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷その他の環境の保全等に係る支障を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動をしないこととなるように誘導するために必要があると認めるときは、それらの活動を行う者に対して経済的な負担を課すための措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育及び学習)

- 第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じなければならない。

(自発的活動の支援)

- 第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

(市民等の意見の反映)

- 第16条 市は、環境の保全等に関する施策について事業者及び市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供及び公開)

第17条 市は、環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他環境の保全等に関し必要な事項の調査及び研究を実施するよう努めなければならない。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 藤沢市環境審議会

(環境審議会)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、藤沢市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成12条例44・一部改正) 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(藤沢市生活環境確保に関する基本条例の廃止)

2 藤沢市生活環境確保に関する基本条例(昭和46年藤沢市条例第21号)は、廃止する。

(藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例の一部改正)

3 藤沢市緑の保全および緑化の推進に関する条例（昭和46年藤沢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成 12 年条例第 44 号）抄

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この条例の施行の日の前日において藤沢市環境審議会の委員である者のうち第 4 条の規定による改正前の藤沢市環境基本条例第21条第4項第4号に掲げる者のうちから任命された者については、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 計画改定の体制及び経過

(1) 第13期藤沢市環境審議会委員

任期：2020年（令和2年）11月1日～2022年（令和4年）10月31日

氏名	選出区分	選出母体・役職等
橋詰 博樹【会長】	学識経験者	多摩大学グローバルスタディーズ学部 特任教授
山森 良一【副会長】	学識経験者	弁護士
青木 正美	市民	公募
池尻 あき子	学識経験者	(株)プレック研究所 環境計画部門専門次長
宇郷 良介	学識経験者	湘南工科大学工学部 教授
大石 憲子	事業者等	藤沢商工会議所 議員
鬼塚 健自	事業者等	湘南地域連合 議長代行（湘南教職員組合 執行委員長）
金子 昌代	市民	公募
笹子 良紀	学識経験者	藤沢市獣医師会 監事
杉下 由輝	市民	藤沢市みどりいっぱい市民の会 会長
妹尾 紗智	市民	公募
田中 美乃里	市民	公募
長坂 貞郎	学識経験者	日本大学生物資源科学部 教授
林 武人	事業者等	さがみ農業協同組合 藤沢地区運営副委員長
廣崎 芳次	学識経験者	神奈川県自然保護協会 理事
藤法 淑子	市民	公募
最上 重夫	事業者等	一般社団法人藤沢市商店会連合会 副理事長
森外 葉子	市民	公募
吉田 紀行	市民	藤沢市生活環境連絡協議会 副会長
吉崎 仁志 ^{※1}	学識経験者	慶應義塾大学環境情報学部 准教授
塚原 沙智子 ^{※2}	学識経験者	慶應義塾大学環境情報学部 准教授

※1：2021年（令和3年）3月31日まで

※2：2021年（令和3年）5月10日から

(2) 藤沢市環境政策推進会議

役職	構成員
委員長	副市長（担当）
副委員長	副市長
専門委員	環境部長
	生涯学習部長
	都市整備部長
	教育部長
委員	議会事務局長
	総務部長
	企画政策部長
	財務部長
	防災安全部長
	市民自治部長
	福祉部長

役職	構成員
委員	健康医療部長
	保健所長
	子ども青少年部長
	経済部長
	計画建築部長
	道路河川部長
	下水道部長
	市民病院事務局長
	消防局長
	監査事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	農業委員会事務局長

(3) 庁内検討会議

部名	課名
総務部	職員課
企画政策部	企画政策課
財務部	契約課
	管財課
防災安全部	防災政策課
	危機管理課
市民自治部	市民自治推進課
	市民相談情報課
生涯学習部	生涯学習総務課
	郷土歴史課
健康医療部	生活衛生課
子ども青少年部	保育課
環境部	環境総務課
	環境保全課
	環境事業センター
	北部環境事業所
	石名坂環境事業所
経済部	産業労働課
	観光課
	農業水産課

部名	課名
計画建築部	建設総務課
	都市計画課
	街なみ景観課
	開発業務課
	建築指導課
	公共建築課
都市整備部	公園課
	みどり保全課 西北部総合整備事務所
道路河川部	道路河川総務課
	河川水路課
	道路整備課
	道路維持課
下水道部	下水道総務課
	下水道施設課
教育部	教育総務課
	教育指導課
	教育指導課 （教育文化センター）
	学校給食課
	学校施設課

事務局	
環境部	環境総務課 総務・温暖化対策担当

(4) 計画改定の経過

開催日等	会議等	内容
2021年(令和3年) 1月28日	第2回藤沢市環境審議会	諮問
4月23日	第1回藤沢市地球温暖化対策研究会	計画改定の概要について 改定スケジュールについて
4月27日	第3回藤沢市環境審議会	計画改定の概要について 改定スケジュールについて
5月6日	第1回藤沢市環境政策推進会議	計画改定の概要について
5月22日～ 6月11日	アンケート調査	市民アンケート調査(3,000人) 事業者アンケート調査(500事業所)
6月1日	第1回庁内検討会議	計画改定について
7月13日	第4回藤沢市環境審議会	アンケート調査結果について 第1次素案について
8月12日	第2回藤沢市地球温暖化対策研究会	事業者調査結果について 第1次素案について
8月20日	第2回庁内検討会議	第2次素案について
9月15日	第5回藤沢市環境審議会	第2次素案について
10月12日	藤沢市地球温暖化対策地域協議会 10月定例会議	計画改定について
10月28日	第2回藤沢市環境政策推進会議	計画改定について(中間報告)
11月9日	藤沢市地球温暖化対策地域協議会 11月定例会議	計画改定について
10月14日～ 11月12日	パブリックコメント実施	素案について
11月30日	第3回庁内検討会議	素案について
12月2日	市議会定例会	計画改定について(中間報告)
12月14日	藤沢市地球温暖化対策地域協議会 12月定例会議	計画改定について
12月21日	第6回藤沢市環境審議会	パブリックコメント実施結果について 最終案について
2022年(令和4年) 1月20日	第3回藤沢市環境政策推進会議	計画改定について(最終報告)
1月25日	第7回藤沢市環境審議会	答申

3 アンケート調査結果

(1) 調査目的

新たな「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を改定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、市民・事業者の環境に対する意識を把握し、本市の総合環境像や施策について反映することを目的としました。

(2) 調査概要

市民 3,000 人
事業者 500 事業所

【抽出方法】

市民：各年代及び地域ごとの人口より、選定者数を按分することで極端な偏りが出ないように対応し、市民 3,000 人を対象に選定しました。

事業者：産業分類ごとの企業数より、選定事業者数を按分することで極端な偏りが出ないように対応し、市内事業者 500 事業所を対象に選定しました。

調査概要

	市民	事業者
調査対象	市内に在住する 満 18 歳以上の男女 (3,000 人)	市内の事業者 (500 事業所)
実施方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査法及び Web 調査	
調査期間	2021 年 5 月 22 日 (土) ~ 6 月 11 日 (金)	
回収率	51.4% (1,543 人/3,000 人)	42.8% (事業所 214/500 事業所)

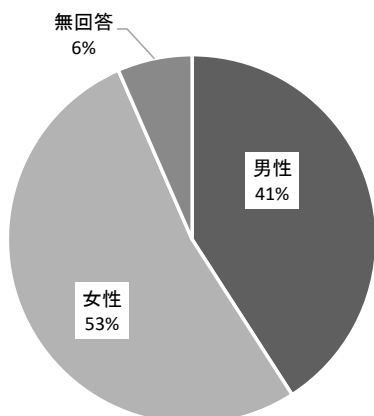
(3) 調査票の設計

- ・ 2016 年度 (平成 28 年度) に実施されたアンケート調査結果と比較し、市民・事業者における環境に関する意識・意向、取組実態等の変化を把握しました。
- ・ 藤沢市に関連する気候変動などの新たな動向について設問に盛り込みました。
- ・ 藤沢市における気候変動影響評価を行うため、現在及び将来における気候変動についての内容を盛り込みました。

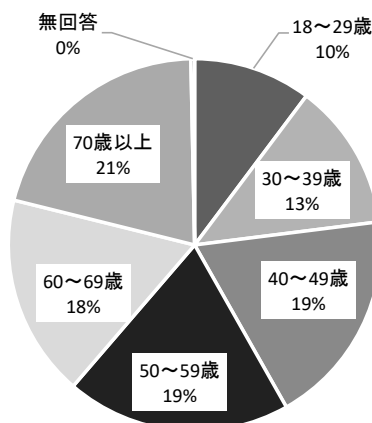
(4) 調査結果（市民編）

問1 あなたご自身のことについてお尋ねします。

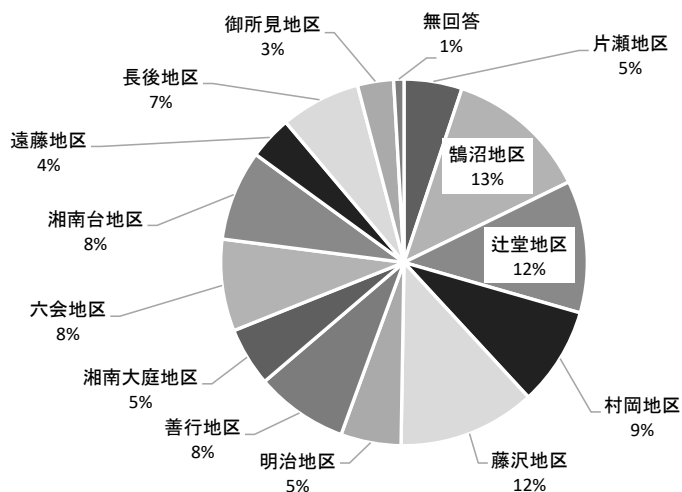
【性別】



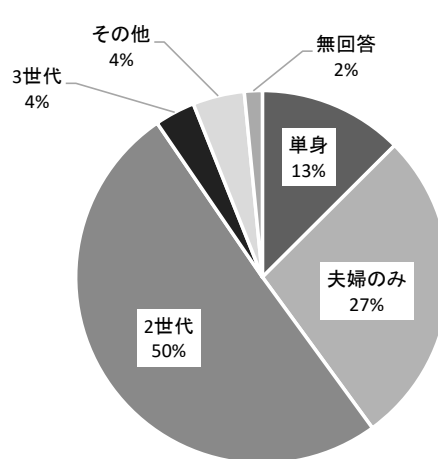
【年齢】



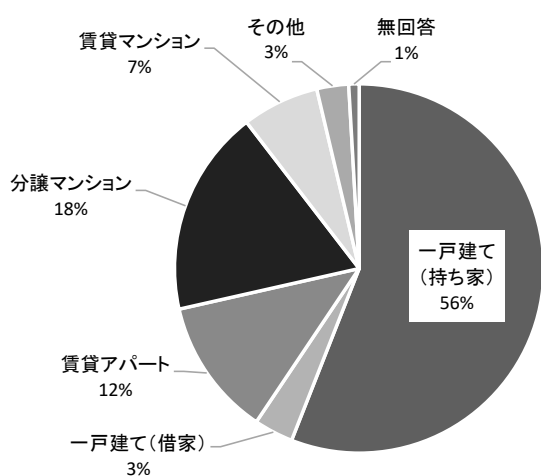
【居住地区】



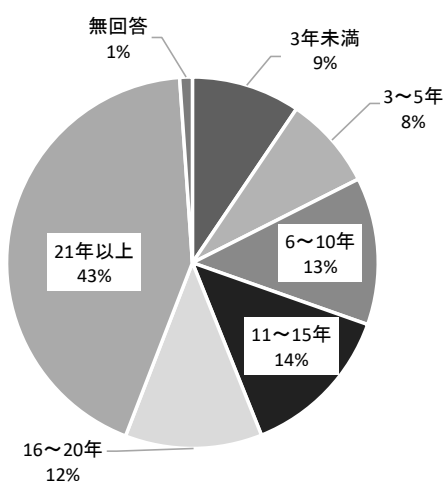
【家族構成】



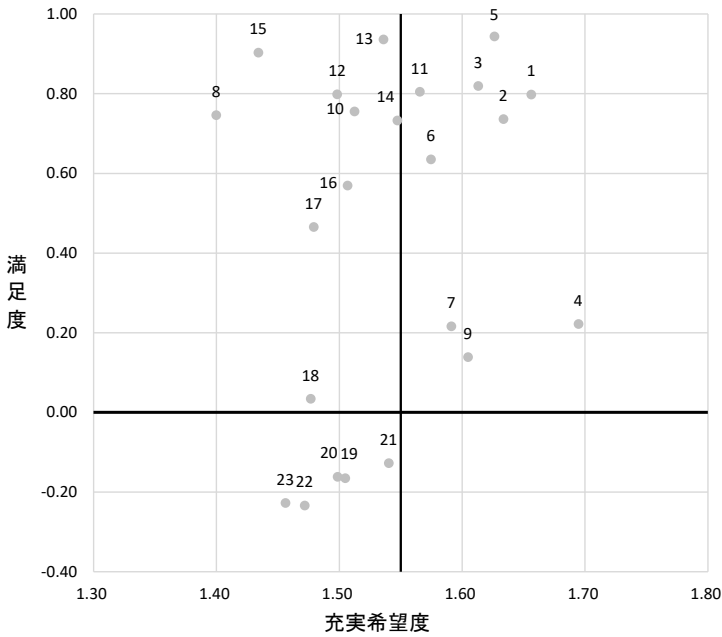
【居住形態】



【居住年数】



問2 藤沢市の環境に関する各項目について充実希望度・現時点の満足度についてお尋ねします。



充実希望度選択肢

1. 希望しない
2. あまり希望しない
3. どちらともいえない
4. やや充実させてほしい
5. 充実させてほしい

満足度選択肢

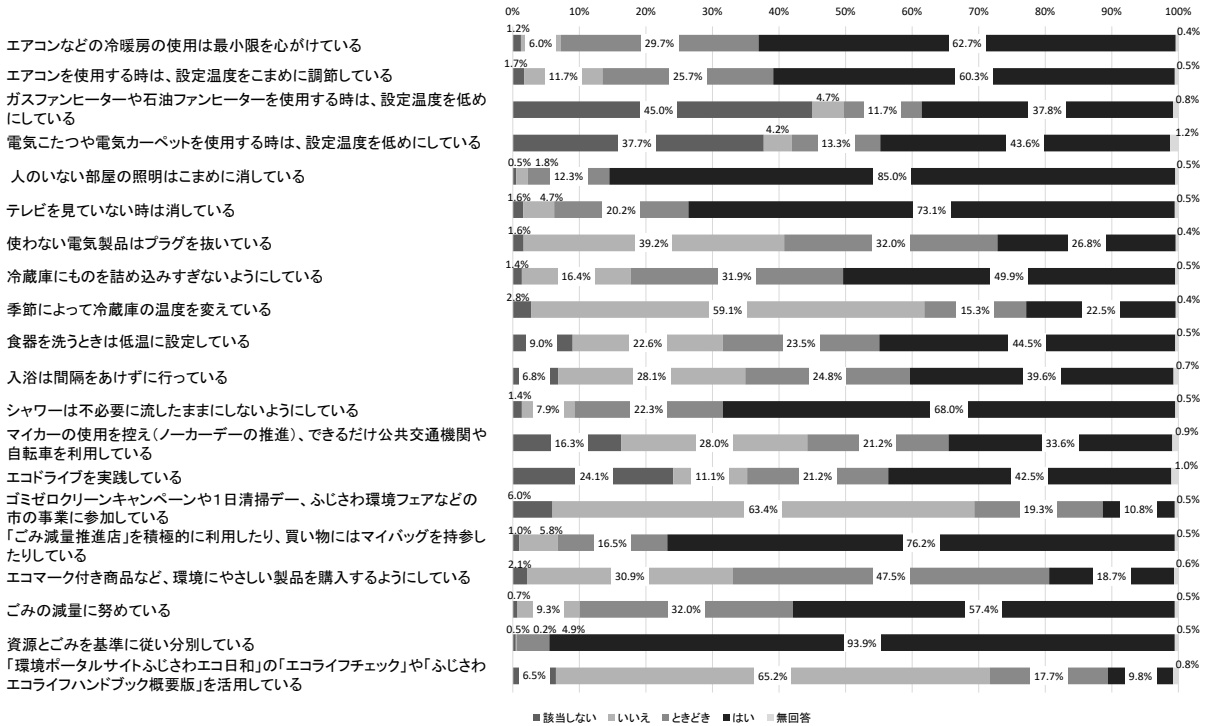
1. 不満である
2. やや不満である
3. どちらともいえない
4. まあ満足している
5. 満足している

番号	項目	充実希望度	満足度
1	大気汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな空気が確保されている	1.66	0.80
2	土壌汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな土や地下水が確保されている	1.63	0.74
3	豊かな自然環境の保全に向けて、身近な緑が保全・再生されている	1.61	0.82
4	水質汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな川や海が確保されている	1.69	0.22
5	放射性物質による環境汚染がなく、生活環境が保全されている	1.63	0.94
6	廃棄物の発生抑制及び減量・資源化が推進され、循環型社会が形成されている	1.57	0.64
7	家庭における食品ロスや、事業者における食品廃棄物の削減が推進されている	1.59	0.22
8	エコバッグの活用や過剰梱包の防止など、プラスチックごみの削減に向けた取組が定着している	1.40	0.75
9	騒音・振動・悪臭の防止に向けた取組が推進され、快適な生活環境が確保されている	1.60	0.14
10	公園や緑地など新たに緑が創出され、潤いのある生活環境が確保されている	1.51	0.76
11	藤沢ならではの景観を保全するとともに、良好な景観が形成されている	1.57	0.80
12	安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されている	1.50	0.80
13	水と緑が調和した自然空間があり、四季折々の自然環境が形成されている	1.54	0.94
14	多様な生物の生息・生育環境の保全のため、今ある自然環境への配慮が十分なされ、都市環境・居住環境と豊かな自然とが調和している	1.55	0.73
15	文化財や優れた歴史的な遺産が適切に保全されている	1.43	0.90
16	学校や地域、事業所などあらゆる社会の中で、環境教育・環境学習が推進され、環境を意識した行動が広がっている	1.51	0.57
17	より多くの市民・事業者が環境への関心と意識を高く持つことで、さまざまな環境保全活動と環境美化活動が展開されている	1.48	0.47
18	地球温暖化対策について、市民・事業者・行政の力を活かした地域からの行動が進められている	1.48	0.03
19	環境に優しい都市システムによる脱炭素社会が創造されている	1.50	-0.17
20	エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメントが行われている	1.50	-0.16
21	環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている	1.54	-0.13
22	市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されている	1.47	-0.23
23	地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている	1.46	-0.23

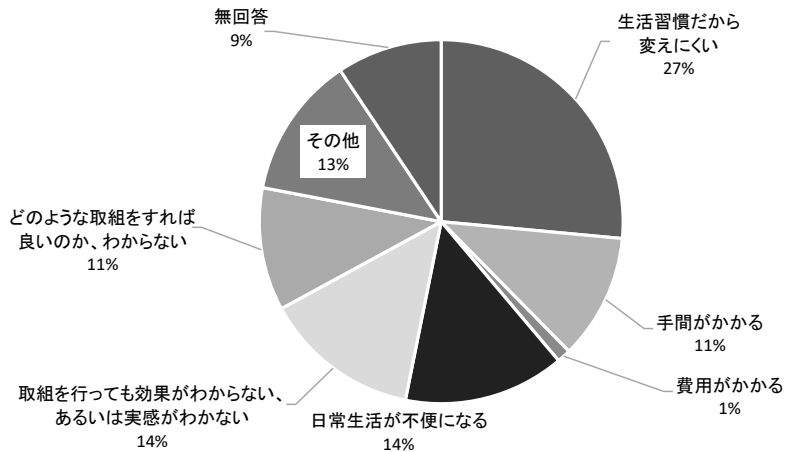
充実希望度：希望しない=-2、あまり希望しない=-1、やや充実させてほしい=+1、充実させてほしい=+2

満足度：不満である=-2、やや不満である=-1、まあ満足している=+1、満足している=+2として平均値を算定

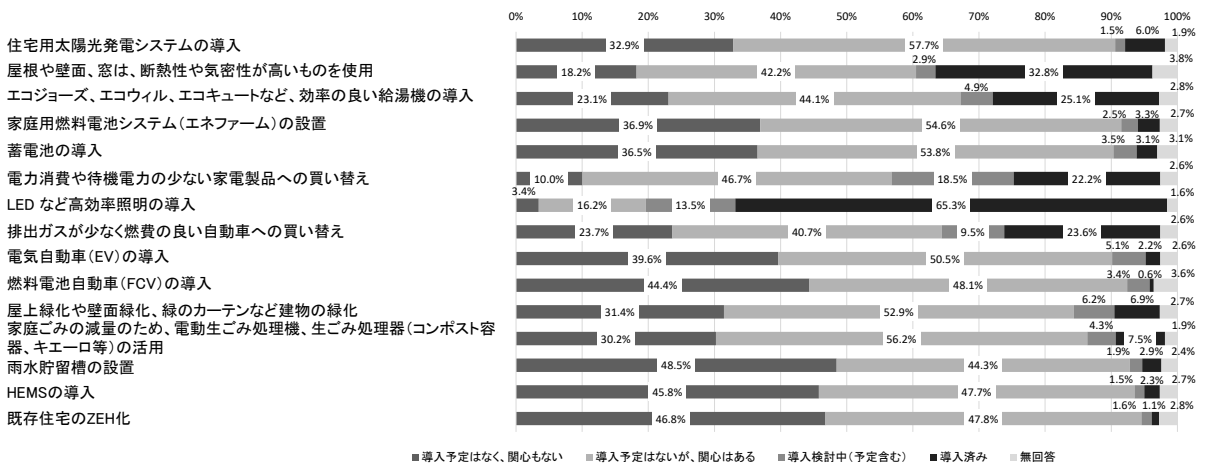
問3 節電や省エネ行動として望まれる次の各行動についてお尋ねします。



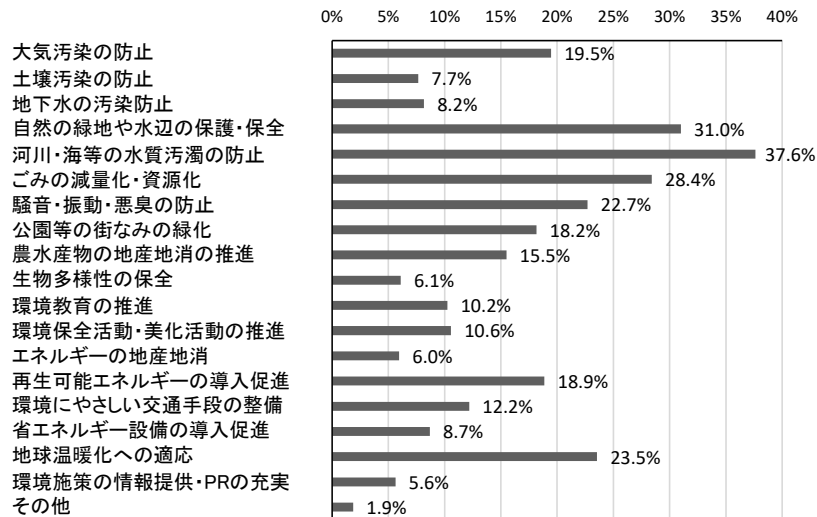
問4 節電や省エネ行動に取り組めていない理由についてお尋ねします。



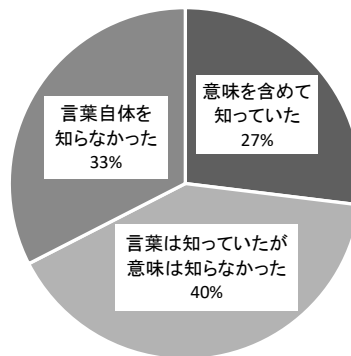
問5 省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況についてお尋ねします。



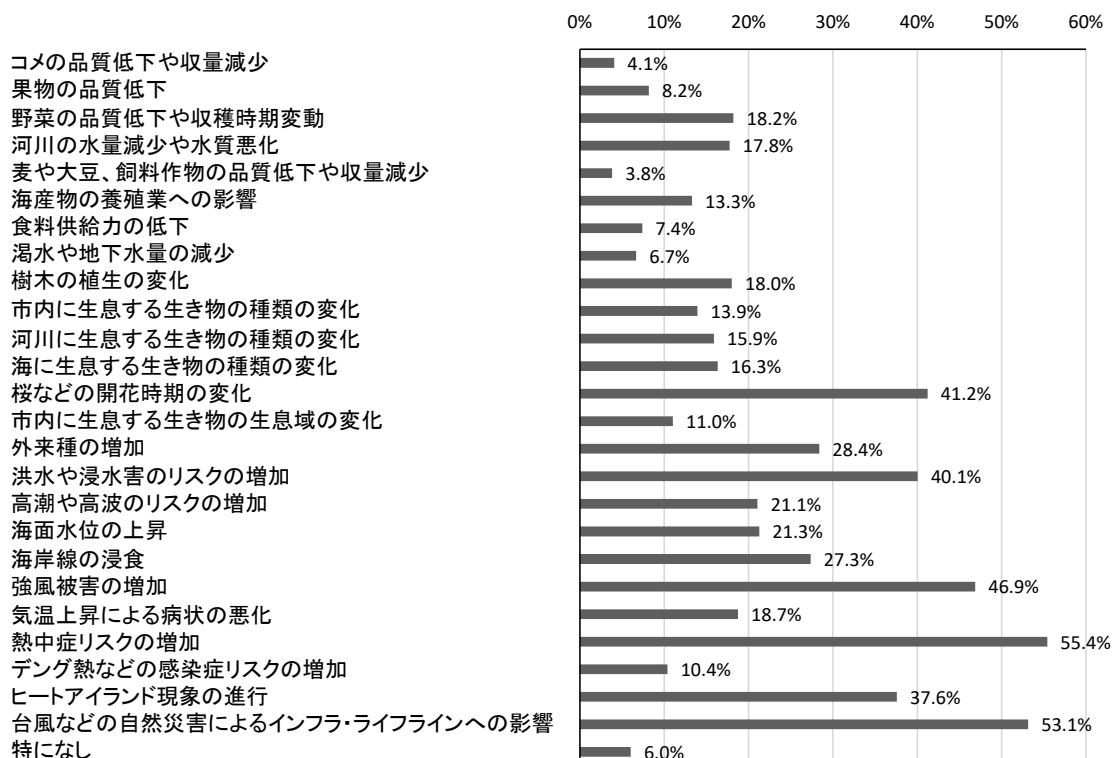
問6 行政が、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えですか。



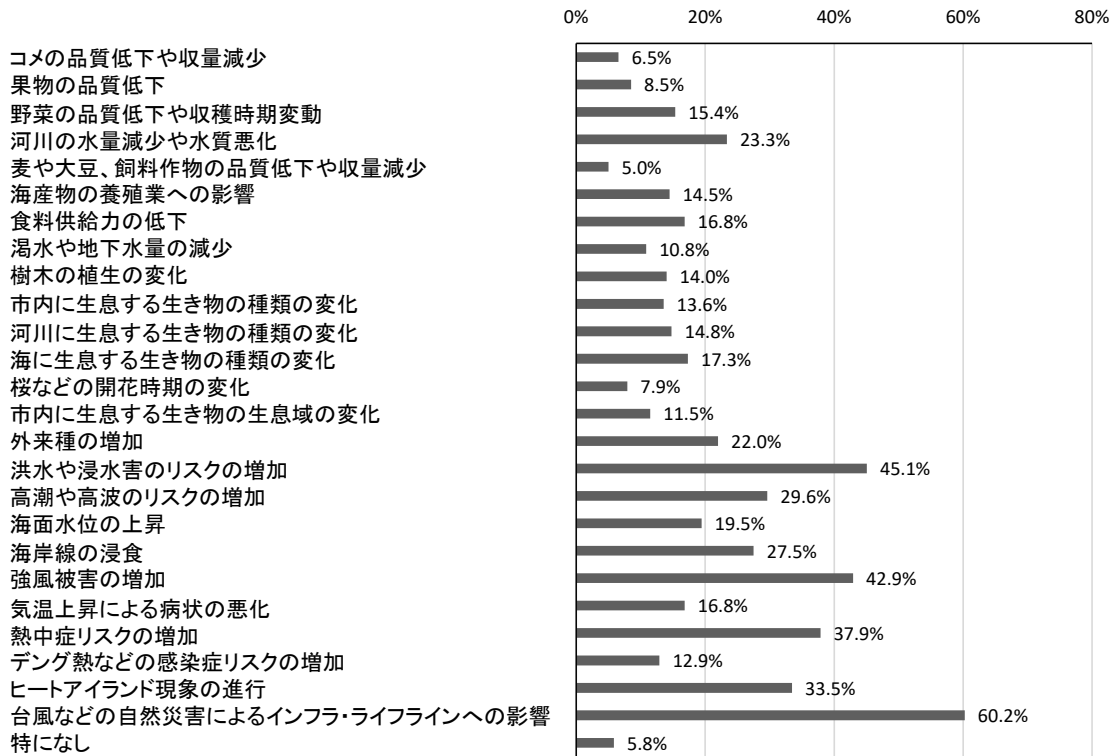
問7 気候変動の影響への「適応」についてお尋ねします。



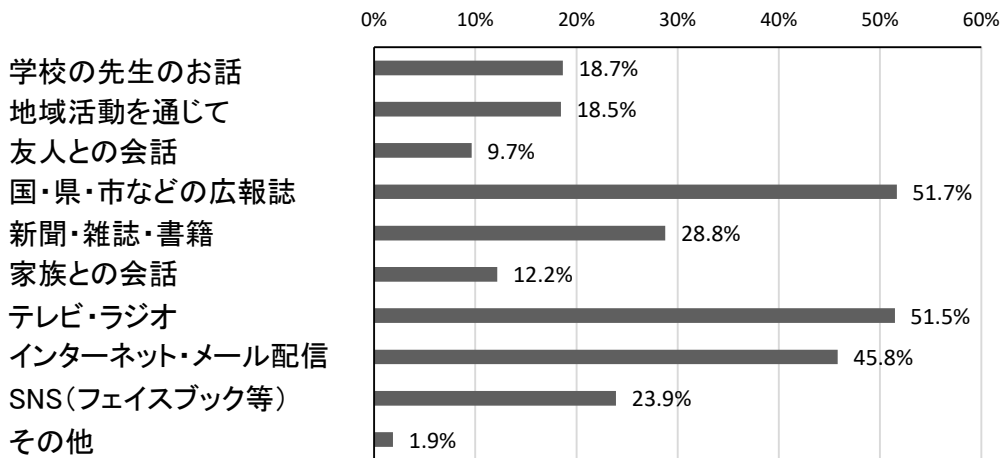
問8 藤沢市において既に温暖化の影響を受けていると感じるものについてお尋ねします。



問9 藤沢市で今後、重点的に対策していくべき事項についてお尋ねします。



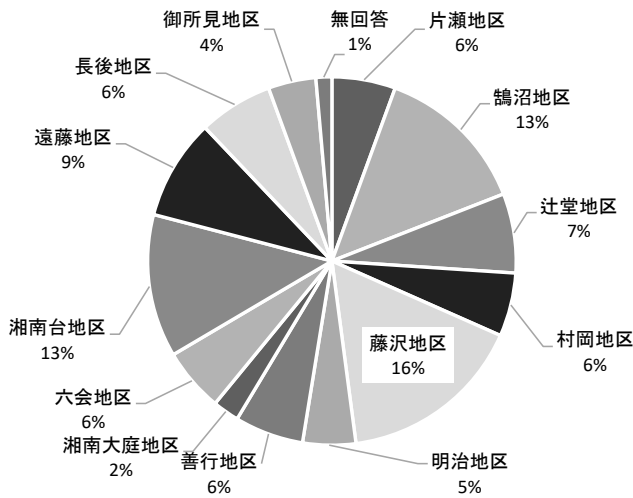
問10 どの媒体で情報提供を行うとわかりやすいですか。お尋ねします。



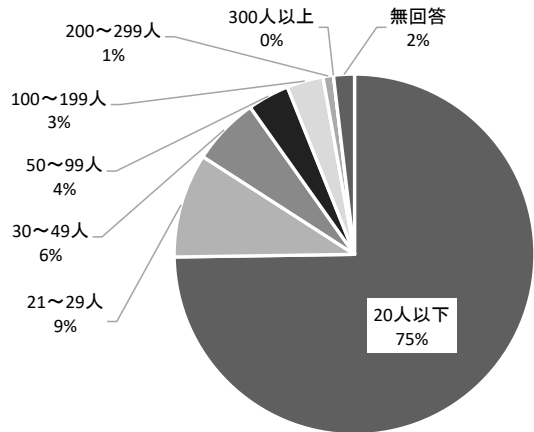
(5) 調査結果（事業者編）

問1 貴事業所についてお尋ねします。

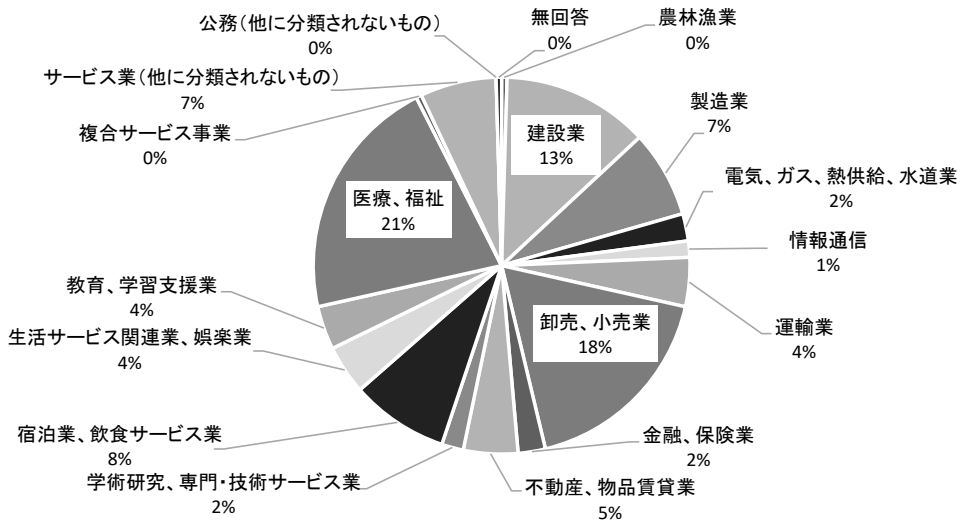
【所在地域】



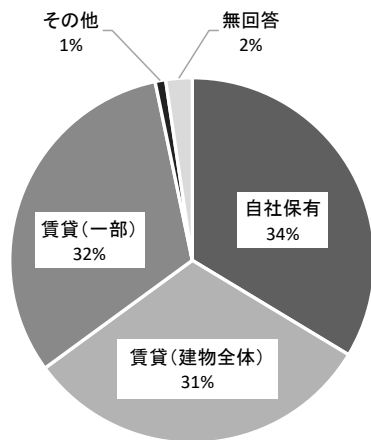
【従業員規模】



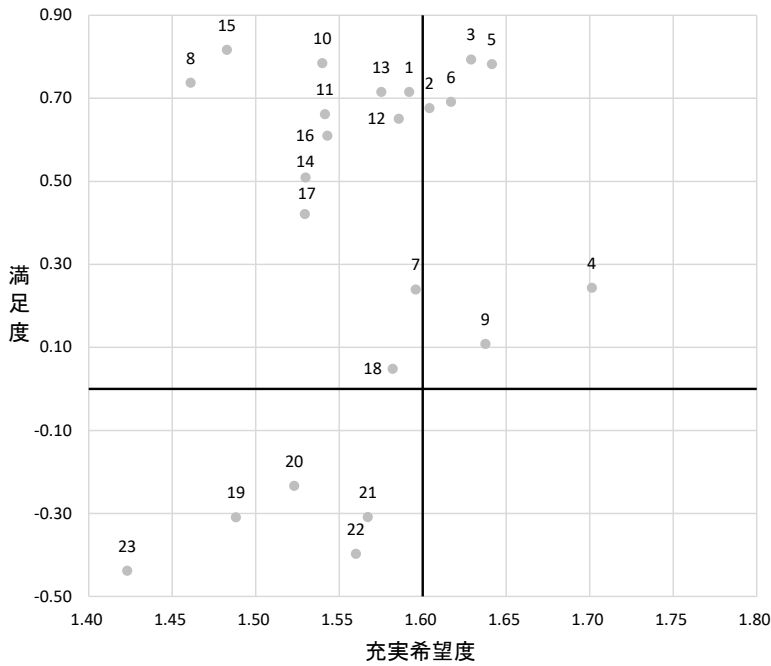
【業種】



【事業所の所有形態】



問2 藤沢市の環境に関する各項目について充実希望度・現時点の満足度についてお尋ねします。

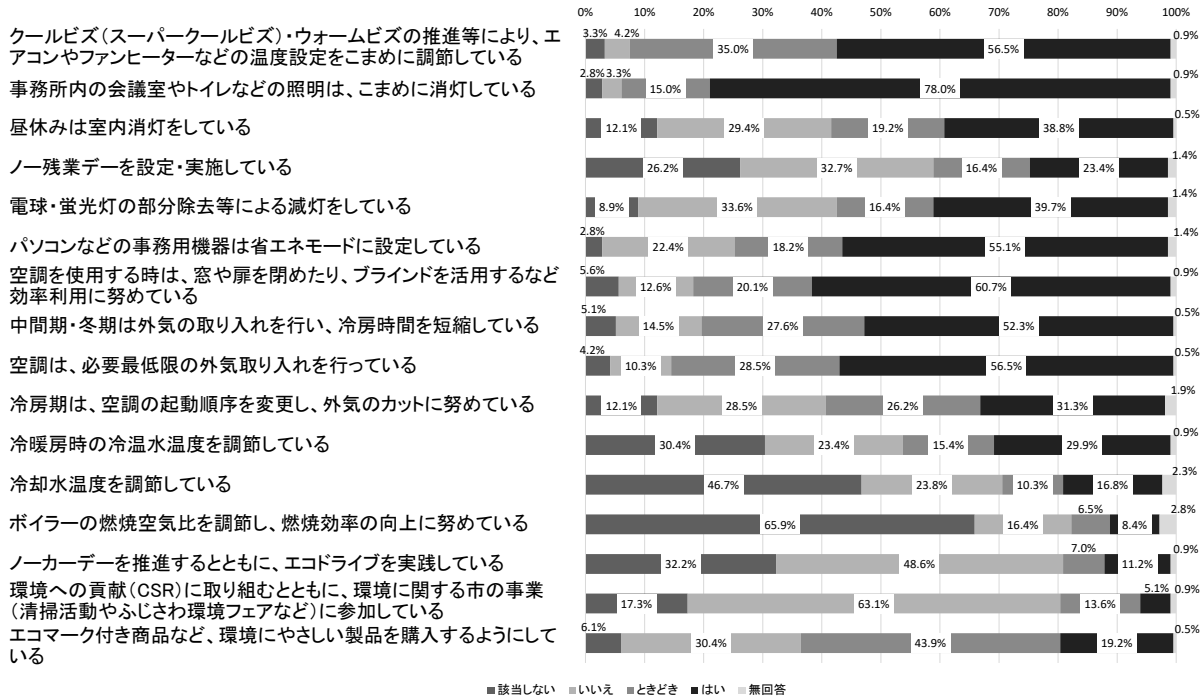


- 充実希望度選択肢**
1. 希望しない
 2. あまり希望しない
 3. どちらともいえない
 4. やや充実させてほしい
 5. 充実させてほしい
- 満足度選択肢**
1. 不満である
 2. やや不満である
 3. どちらともいえない
 4. まあ満足している
 5. 満足している

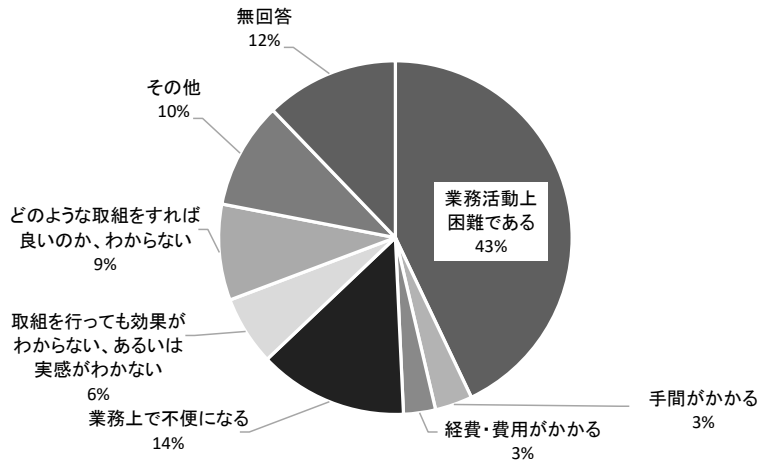
番号	項目	充実希望度	満足度
1	大気汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな空気が確保されている	1.59	0.72
2	土壌汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな土や地下水が確保されている	1.60	0.68
3	豊かな自然環境の保全に向けて、身近な緑が保全・再生されている	1.63	0.79
4	水質汚染の防止に向けた取組が推進され、きれいな川や海が確保されている	1.70	0.24
5	放射性物質による環境汚染がなく、生活環境が保全されている	1.64	0.78
6	廃棄物の発生抑制及び減量・資源化が推進され、循環型社会が形成されている	1.62	0.69
7	家庭における食品ロスや、事業者における食品廃棄物の削減が推進されている	1.60	0.24
8	エコバッグの活用や過剰梱包の防止など、プラスチックごみの削減に向けた取組が定着している	1.46	0.74
9	騒音・振動・悪臭の防止に向けた取組が推進され、快適な生活環境が確保されている	1.64	0.11
10	公園や緑地など新たに緑が創出され、潤いのある生活環境が確保されている	1.54	0.78
11	藤沢ならではの景観を保全するとともに、良好な景観が形成されている	1.54	0.66
12	安全・安心な食を身近で確保するための地産地消が実践されている	1.59	0.65
13	水と緑が調和した自然空間があり、四季折々の自然環境が形成されている	1.58	0.72
14	多様な生物の生息・生育環境の保全のため、今ある自然環境への配慮が十分なされ、都市環境・居住環境と豊かな自然とが調和している	1.53	0.51
15	文化財や優れた歴史的な遺産が適切に保全されている	1.48	0.82
16	学校や地域、事業所などあらゆる社会の中で、環境教育・環境学習が推進され、環境を意識した行動が広がっている	1.54	0.61
17	より多くの市民・事業者が環境への関心と意識を高く持つことで、さまざまな環境保全活動と環境美化活動が展開されている	1.53	0.42
18	地球温暖化対策について、市民・事業者・行政の力を活かした地域からの行動が進められている	1.58	0.05
19	環境に優しい都市システムによる脱炭素社会が創造されている	1.49	-0.31
20	エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用とマネジメントが行われている	1.52	-0.23
21	環境への負荷を低減し、未来へつなげる循環型社会が実現されている	1.57	-0.31
22	市民や事業者を牽引する行政の率先的取組が推進されている	1.56	-0.40
23	地球温暖化対策の取組に民間事業者を誘導する仕組みが実現されている	1.42	-0.44

充実希望度：希望しない=-2、あまり希望しない=-1、やや充実させてほしい=+1、充実させてほしい=+2
 満足度：不満である=-2、やや不満である=-1、まあ満足している=+1、満足している=+2として平均値を算定

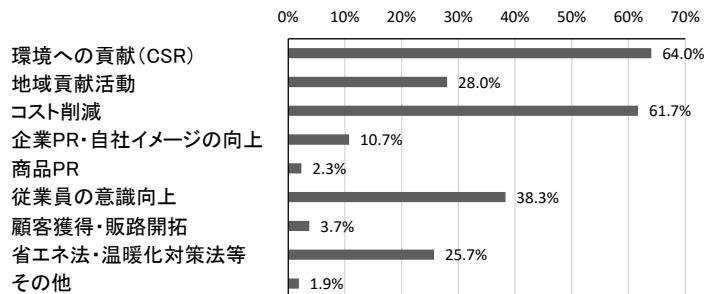
問3 節電や省エネ行動として望まれる次の各行動についてお尋ねします。



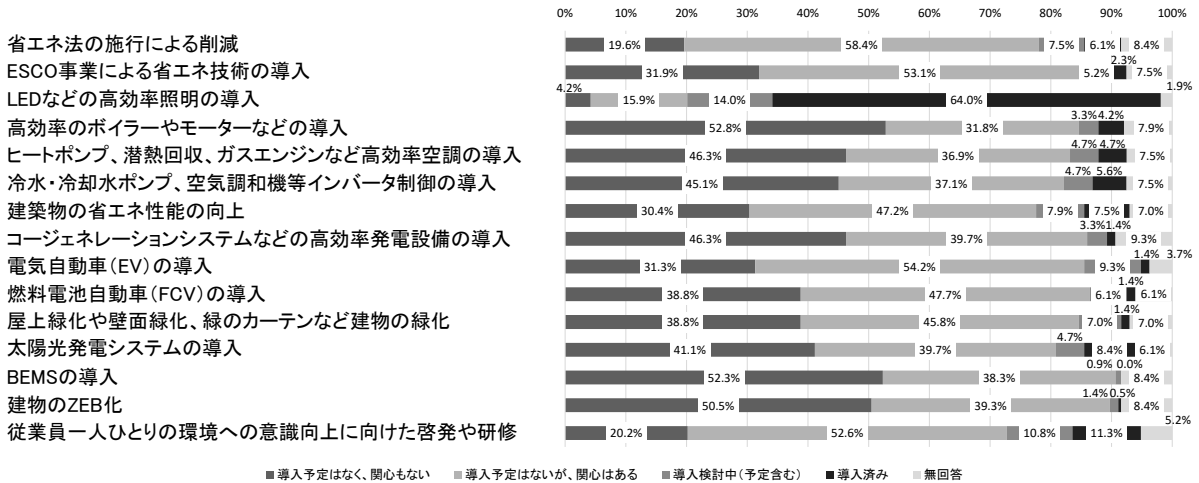
問4 節電や省エネ行動に取り組めていない理由についてお尋ねします。



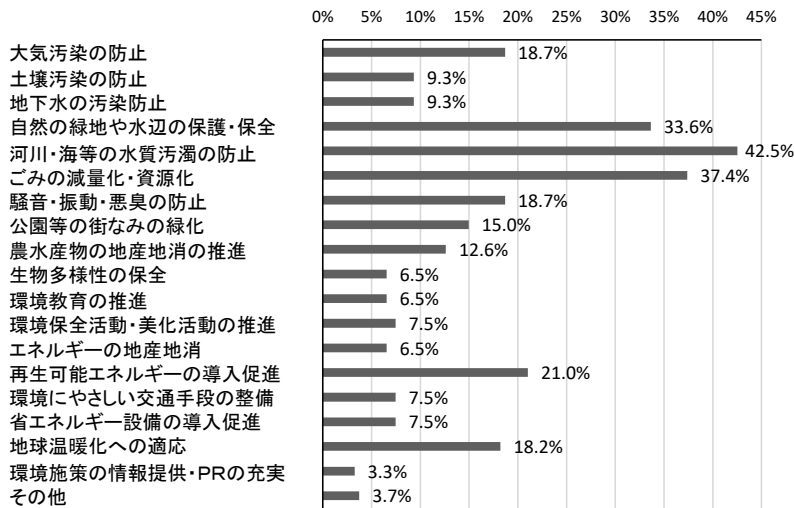
問5 貴事業所が省エネ行動や温室効果ガス削減の取組を行う理由をお尋ねします。



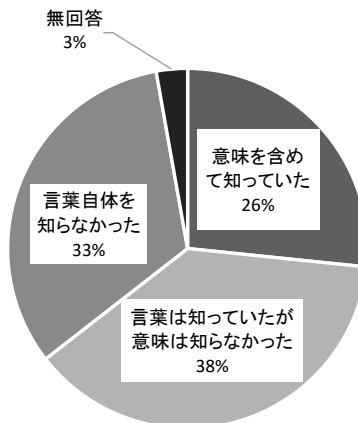
問6 省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況についてお尋ねします。



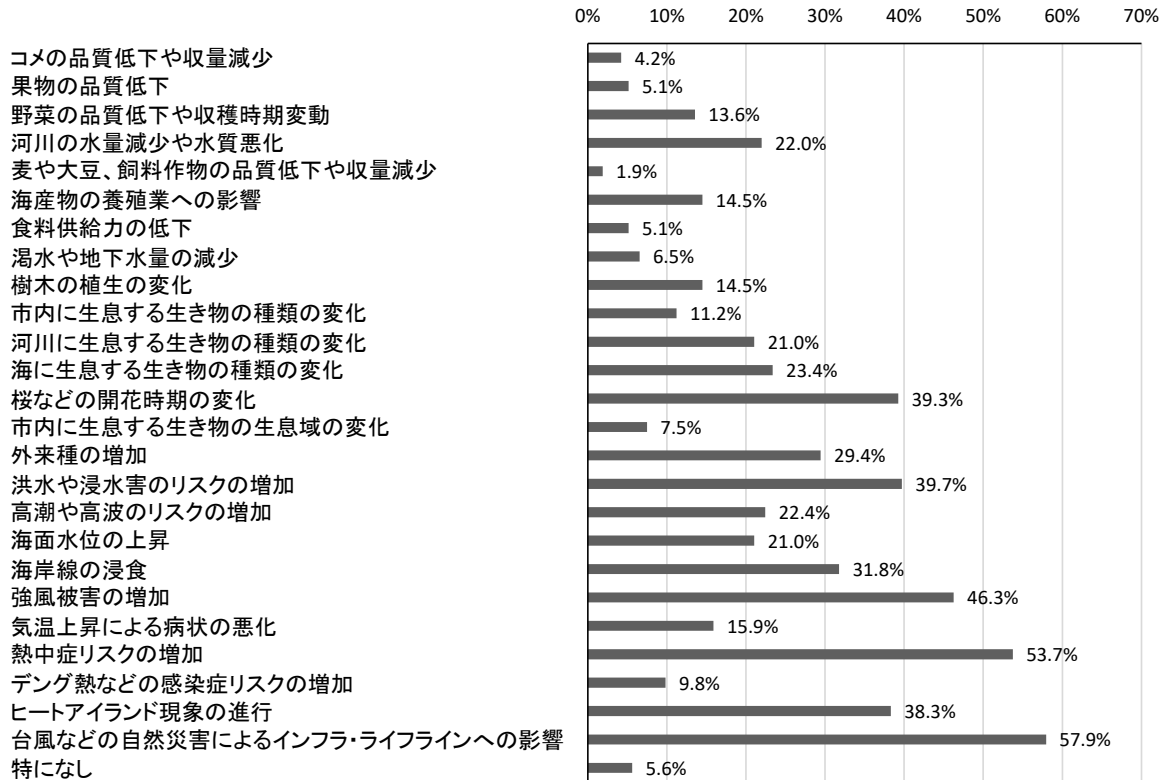
問7 行政が、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えですか。



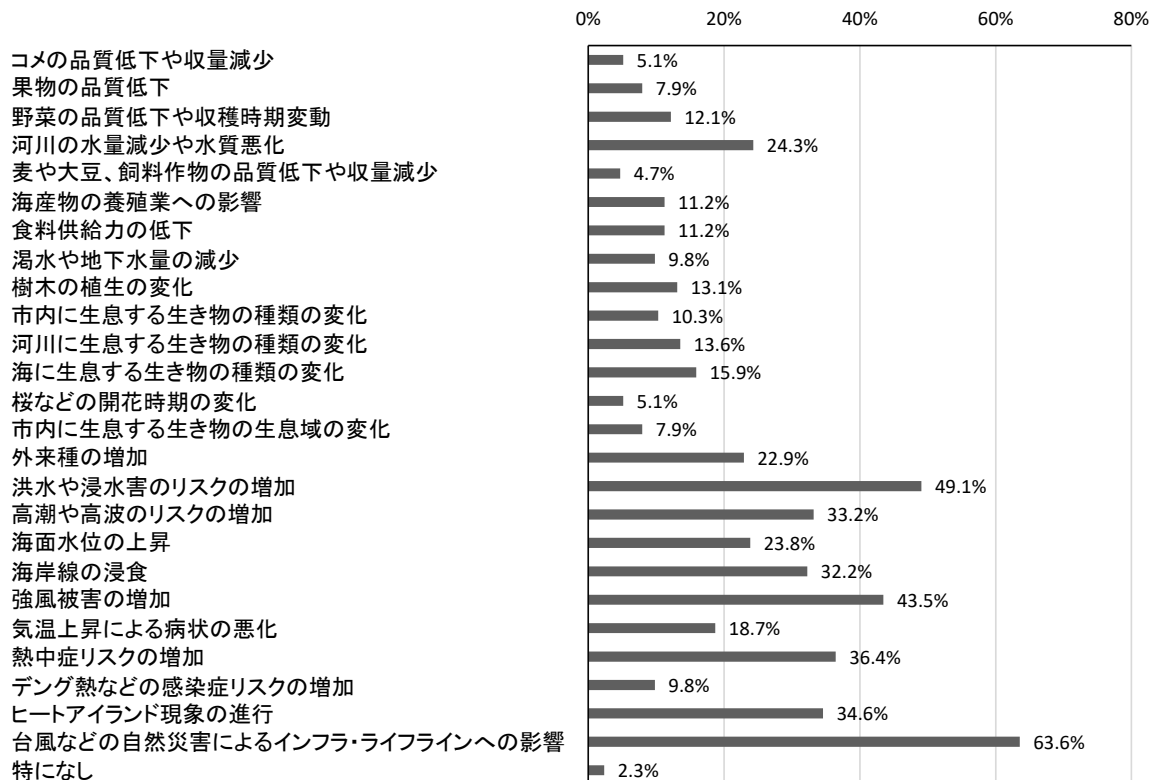
問8 気候変動の影響への「適応」についてお尋ねします。



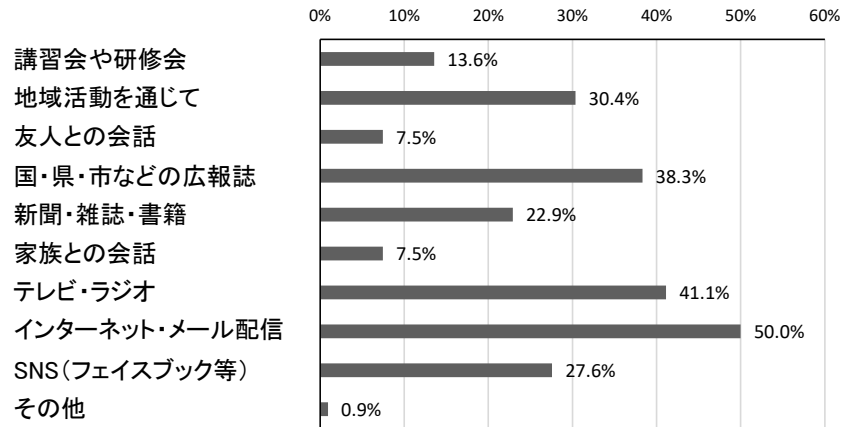
問9 藤沢市において既に温暖化の影響を受けていると感じるものについてお尋ねします。



問10 藤沢市で今後、重点的に対策していくべき事項についてお尋ねします。



問 11 どの媒体で情報提供を行うとわかりやすいですか。お尋ねします。



4 関連する計画

本計画の環境像ごとの関連計画は、以下のとおりです。

関連計画名	環境像 1	環境像 2	環境像 3	環境像 4	環境像 5
藤沢市地球温暖化対策実行計画	○	○	○	○	○
藤沢市環境保全職員率先実行計画					○
藤沢市一般廃棄物処理基本計画			○	○	○
藤沢市産業振興計画	○	○	○		○
藤沢市観光経済再活性化プラン				○	
藤沢市都市農業振興基本計画		○			○
藤沢市地産地消推進計画		○			○
生涯学習ふじさわプラン	○	○			
藤沢市文化芸術振興計画	○			○	
藤沢市都市マスタープラン	○	○			○
藤沢市立地適正化計画	○				○
ふじさわサイクルプラン	○				○
藤沢市交通アクションプラン	○				○
藤沢市街路樹管理計画		○			
藤沢市景観計画	○				
藤沢市空家等対策計画	○				
藤沢市生物多様性地域戦略		○		○	○
藤沢市緑の基本計画		○		○	○
藤沢市森林整備計画		○			○
健康の森基本計画	○	○		○	○
藤沢市地域防災計画				○	○
藤沢市業務継続計画					○
藤沢市公共施設再整備基本方針					○
ふじさわ下水道ビジョン	○	○		○	○
藤沢市高齢者保健福祉計画・藤沢市 介護保険事業計画					○
藤沢市地域福祉計画					○
藤沢市教育振興基本計画	○				○
藤沢市食育推進計画		○	○	○	○

環境像1：快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち

環境像2：地域資源を活用し自然とふれあえるまち

環境像3：資源を持続可能な形で循環し利用していくまち

環境像4：次の世代の中心となって活躍する人が育つまち

環境像5：環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち

5 計画とSDGsの目標との関係

SDGsの17の目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
環境目標																	
環境像1 快適な環境が将来にわたって適切に保全されるまち																	
環境目標1-1	大気の保全		○								○						○
環境目標1-2	土壌・地下水の保全		○			○											○
環境目標1-3	河川・海の保全		○			○							○				○
環境目標1-4	騒音・振動・悪臭の防止										○						○
環境目標1-5	放射性物質への対応		○			○					○						○
環境目標1-6	景観の保全・形成										○						○
環境目標1-7	文化的・歴史的資源の活用			○							○						○
環境像2 地域資源を活用し自然とふれあえるまち																	
環境目標2-1	緑と里山の保全																○
環境目標2-2	生物多様性の保全																○
環境目標2-3	新たな緑の創出										○						○
環境目標2-4	農水産業との共存																○
環境像3 資源を持続可能な形で循環し利用していくまち																	
環境目標3-1	廃棄物の発生・排出抑制		○								○						○
環境目標3-2	廃棄物の適正な処理										○						○
環境像4 次の世代の中心となって活躍する人が育つまち																	
環境目標4-1	環境教育の推進				○												○
環境目標4-2	各主体による環境保全・環境美化										○						○
環境像5 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち																	
環境目標5-1	省エネルギー対策の推進																○
環境目標5-2	エネルギーの地産地消						○										○
環境目標5-3	環境にやさしい都市システムの構築		○														○
環境目標5-4	循環型社会の形成																○
環境目標5-5	気候変動への適応																○

6 用語集

あ行	
エコドライブ	ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らすための環境に配慮した運転方法のことです。
エコポイント	エコ家電などの環境に優しい商品の購入や、マイバッグや公共機関の利用、電気の節約などの環境に配慮した行動などに対して付与されるポイントであり、ポイント数に応じて商品やサービスの提供が受けられます。その他の分野におけるポイントとしては、介護予防に資する取組への参加やボランティアなどへ付与されるボランティアポイントや健康づくりの活動に付与される健康ポイントなどがあります。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素 (CO ₂) やメタン (CH ₄) などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF ₆)、三ふっ化窒素 (NF ₃) の7種類としています。

か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていることをいいます。
拡大生産者責任	生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適当なりユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。
かながわ 気候非常事態宣言	2019年（令和元年）の台風による大規模な土砂崩れや浸水等、県内各地域で甚大な被害が生じたことや、今後も、このような異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されていることから、「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、県内市町村の理解・協力のもと、多様な主体と連携し、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」を基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策」などに「オール神奈川」で取り組んでいくことを宣言しています。
環境基準	「環境基本法」第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるものです。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、ここまでは汚染してもよい、又はこれを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められているものではありません。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理又は環境マネジメントといい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(Environmental Management System)と いいます。
緩和策	温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることであり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられます。
キエーロ	土の中に生ごみを埋め、土の力（バクテリア）で生ごみを分解し、消滅させる生ごみ処理器です。
気候変動適応計画	「気候変動適応法」第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定される計画であり、気候変動適応に関する施策の基本的方向や気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項などについて定めています。

か行	
気候変動適応法	地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする、2018年（平成30年）に施行された法律です。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	1988年（昭和63年）に、国連環境計画と世界気象機関により設立された組織です。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援しています。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入することです。2001年（平成13年）には国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されています。
グリーンリカバリー	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法です。コロナ禍からの経済回復に向けて強力な経済政策が実施されることを大きな機会として、一気に「持続可能な社会」を実現し、コロナ禍以前とは異なる、新たな未来の創造につながる復興を目指すものです。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されています。
光化学スモッグ	春から秋にかけて、風が弱く晴れた日に光化学オキシダントなどが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる状態をいいます。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりします。
国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）	「国連気候変動枠組条約」における最高意思決定機関の締約国会議（COP）であり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、1992年（平成4年）に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995年（平成7年）から毎年開催されている年次会議のことです。2015年（平成27年）に開催されたCOP21は、第21回目の年次会議に当たります。
こどもエコクラブ	こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。1995年度（平成7年度）に環境省が主体となり発足した事業で、2011年度（平成23年度）からは、一般財団法人日本環境協会により、子どもたちが主体的に地域で行う環境活動・学習に対して支援が行われています。
コンポスト容器	土中のバクテリアや菌体を利用して生ごみを堆肥にする容器です。

さ行	
サーキュラーエコノミー	従来からある原料、生産、消費、廃棄という一方通行の直線で図式化される「Linear Economy（直線型経済）」や「Reduce（減らす）」「Reuse（再利用する）」「Recycle（リサイクル）」の3Rで知られる「Reuse Economy（リユース経済）」の考え方とは異なり、そもそもの原材料調達・製品デザイン（設計）の段階から従来廃棄されていたものを新たに原料として使用し、廃棄ゼロを目指す経済のことです。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことです。

さ行	
資源化率	灰溶融等資源化を含むごみ発生量中の資源物の割合であり、「(灰溶融等資源化量+資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量)/ごみ発生量」により算出します。
次世代自動車	電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車を指します。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっています。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもあります。
持続可能な開発のための2030 アジェンダ	2015年(平成27年)9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする国際社会共通の目標です。
持続可能な開発目標(SDGs)	2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のことです。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000年(平成12年)に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されています。
浄化槽	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「浄化槽法」では、生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理できるものを指します。これに対して、し尿のみを処理するものを「みなし浄化槽」といいます。
食品ロス	食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。
生態系	ある空間に生きている生物と、生物を取り巻く非生物的環境が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのことです。ある空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれています。
生態系ネットワーク	すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保するネットワークのことです。
生物化学的酸素要求量(BOD)	河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示す指標で、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素や水に分解されるときに消費される酸素の量です。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことがわかります。
生物季節	植物の開花や発芽、結実、動物の渡りや休眠、発情など、生物の活動にみられる季節による変化のことです。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生命一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。「生物多様性条約」では、生態系の多様性・種多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるととしています。
生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	「生物多様性条約」における最高意思決定機関の締約国会議(COP)であり、おおむね2年に1回開催されます。2010年(平成22年)に名古屋市で開催された第10回締約国会議がCOP10であり、2002年(平成14年)に採択された「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」の目標年に当たるため、2011年(平成23年)以降の新たな世界目標となる新戦略計画・「愛知目標」(ポスト2010年目標)が採択されました。

た行	
第五次環境基本計画	「環境基本法」第15条の規定に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画であり、1994年（平成6年）に第一次計画、2000年（平成12年）に第二次計画、2006年（平成18年）に第三次計画、2012年（平成24年）に第四次計画、2018年（平成30年）に「第五次環境基本計画」が閣議決定されています。「第五次環境基本計画」では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化するための6つの重点戦略を進めることにより、持続可能な社会を実現することとしています。
脱炭素社会	化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
地球温暖化	人の活動の拡大によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇することです。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。
蓄電池	二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のこと。スマートフォンのバッテリー等に使われているほか、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及しています。
地産地消	地域で生産された農林水産物等を、その生産された地域内において消費することです。
中水	ビルや大規模施設の排水を再生処理してトイレ洗浄水、散水用水などの雑用水として利用する水で、上水と下水の中間に位置することから中水といわれています。
適応策	既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組です。
特別緑地保全地区	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地などの保全を図ることを目的に指定する地区です。

な行	
燃料電池	「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発生させる装置です。燃料電池の燃料となる水素は、天然ガスやメタノールから作るのが一般的で、酸素は、大気中から取り入れます。また、発電と同時に熱も発生しますので、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められます。
農業生産工程管理 (Good Agricultural Practices)	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。

は行	
バイオディーゼル	油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂等を原料として製造する軽油代替燃料のことです。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を持った燃料です。
バイオマス	動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等があります。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるため、地球温暖化防止に役立てることができます。
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用しているプラスチック素材です。バイオマスプラスチック及び微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」を総称して「バイオプラスチック」と呼びます。

は行	
パリ協定	2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、1997年（平成9年）に定められた「京都議定書」の後継に当たります。「京都議定書」と大きく異なる点としては、途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めている点です。
ヒートアイランド	郊外と比べて都市部の気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることをいいます。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生します。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また、上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出しています。
ビオトープ	生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉で、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指して言う場合もあります。
微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊する粒径2.5 μm （マイクロメートル： μm =1000分の1mm）以下の小さなものを指し、ボイラーや自動車の排気ガス等から発生し、健康への影響が懸念されています。
フードシェアリング	食品ロス削減に関する取組の1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす取組です。

ま行	
モビリティ・マネジメント	一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通機関等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策です。

や行	
谷戸	台地が長い年月をかけて侵食された地形のことです。限られた面積の中に、斜面林、湿地、田畑、小川、草地など、多様な環境が含まれ、生物多様性が豊かな場所です。

ら行	
リサイクル (Recycle)	廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することで、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発なども取組の1つです。
リターナブル容器	ガラスびんやプラスチック製容器、金属製容器など繰り返し使用（リターナブル）される容器です。
リデュース (Reduce)	製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすることで、耐久性の高い製品の提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫なども取組の1つです。
リユース (Reuse)	使用済製品やその部品等を繰り返し使用することで、その実現を可能とする製品の提供、修理・診断技術の開発、使用済み製品の再生なども取組の1つです。

英数字	
COOL CHOICE	脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。
CSR	「Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）」の略称であり、企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方です。
Eco-DRR	「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（生態系を活用した防災・減災）」の略称であり、生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策です。

英数字	
ESCO 事業	「Energy Service Company 事業」の略称であり、事業者の省エネルギー課題に対して、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達など省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果（導入メリット）の一部を報酬として受け取る事業です。
PPA	「Power Purchase Agreement（電力購入契約）」の呼称であり、設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のことです。屋根貸し自家消費型モデルや第三者所有モデルとも呼ばれており、施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができます。
SATOYAMA イニシアティブ	里地里山のように農林水産業などの人間の営みにより長い年月にわたって維持されてきた二次的自然地域における持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析するとともに、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な管理・利用のための共通理念を構築し、世界各地の自然共生社会の実現に活かしていく取組です。
ZEB	「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。
ZEH	「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称であり、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。
3R+Renewable	国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること、できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること、使用後は、効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図ること、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すことなどがあります。